

平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱

第 1 事業の目的

この補助金は、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする。

第 2 事業の内容

1. 企業主導型保育事業

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設（同項の規定による届出がされたもののうち利用定員が 6 人以上のものに限る。）のうち、同法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものの設置者が、「第 3」に基づき行う保育事業

2. 企業主導型保育助成事業

協会が行う以下の事業

(1) 企業主導型保育事業（運営費）

企業主導型保育事業の実施者（以下「事業実施者」という。）に対し、当該事業に要する経費を助成する事業。

(2) 企業主導型保育事業（施設整備費）

事業実施者が、企業主導型保育事業を行う施設（以下「企業主導型保育施設」という。以下同じ）の整備に要する費用を助成する事業

第 3 企業主導型保育事業の実施方法等

1. 事業の種類

次の（1）から（4）までの種類により、事業を実施するものとする。

- (1) 一般事業主（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 69 条第 1 項に定める一般事業主をいい、一般事業主から構成される団体等（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に掲げるものその他それに類するものをいう。）を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）が、その雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する事業所内保育施設（児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設のうち、同法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするもの（同法第 59 条の 2 第 1 項の規定による届出がなされ、かつ、利用定員が 6 人以上のものに限る。子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項に基づく確認を受けているもの、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けているもの及び地

域医療介護総合確保基金の助成を受けているもの並びに市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っているものを除く。）以下、（3）において同じ）において、当該乳児又は幼児に対し、保育を行う事業

（2）保育を実施する者が自ら設置する保育施設（児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がなされ、かつ、利用定員が6人以上のものに限り、子ども・子育て支援法第27条第1項又は第29条第1項に基づく確認を受けているもの、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けているもの及び地域医療介護総合確保基金の助成を受けているもの並びに市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っているものを除く。）において、一般事業主と連携して、当該一般事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行うとともに、必要に応じ、その他の乳児若しくは幼児を保育する事業

（3）事業所内保育施設の利用定員（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の3第4号に定める利用定員をいう。以下同じ。）に余裕がある場合に、当該余裕部分（以下「空き定員」という。）を活用し、乳児又は幼児（事業所内保育施設の設置企業が雇用する労働者の乳児又は幼児を除く。）を保育する事業。

（4）（1）～（3）により難しいもので、公益財団法人児童育成協会（以下「協会」という。）が、当職と協議の上必要と認めたもの。

2. 事業の内容

（1）利用定員

事業実施者は、次の区分ごとに応じて、施設の利用定員を定めるものとする。

① 従業員枠

事業実施者に雇用されている者の監護する児童及び事業の実施者と連携した企業（4（2）により、施設の定員の全部又は一部を利用する契約を締結した企業をいう。）に雇用されている者の監護する児童

② 地域枠

①以外の児童（総定員の50%以内。）

事業実施者は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における保育の需要の増大への対応等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（2）対象児童

①従業員枠を利用する児童

全ての保護者が以下のいずれかの状態にある乳児及び幼児（保護者のいずれかはアの状態にあること。）

ア 事業実施者に雇用されていること

イ 子ども・子育て支援法第 20 条に定める認定（同法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げるものに限る。）を受けていること。

ウ 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 1 条第 1 号、第 2 号及び第 9 号に定める事由に該当すると事業実施者が認めること。（なお、第 1 号については、「一月において、月を単位に事業実施者が定める時間以上労働することを常態とすること。」と読み替えるものとする。）

エ イ及びウに準じる状態にあると協会が認めること。（上記に抛り難い特段の事由がある場合に限る。）

②地域枠を利用する児童

全ての保護者が、以下のいずれかの状態にある乳児及び幼児

ア 一般事業主に雇用されていること。

イ 子ども・子育て支援法第 20 条に定める認定（同法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げるものに限る。）を受けていること。

ウ ア及びイに準じる状態にあると協会が認めること。（上記に抛り難い特段の事由がある場合に限る。）

(3) 職員

① 企業主導型保育事業を行う事業所には、②に規定する保育従事者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は(5)の規定により食事を他施設から搬入する場合には、調理員を置かないことができる。

② 保育従事者は、保育士、子育て支援員（「子育て支援員研修事業の実施について（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 18 号）」に規定する子育て支援員をいう。）その他保育に従事する職員として市町村が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者又は協会が行う研修を修了した者若しくは両研修の受講予定者（以下「保育従事者」という。）等とし、保育従事者の数は、次のア～エに掲げる年齢区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。また、当該数の算定に当たっては、保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

ア 乳児 おおむね 3 人につき 1 人

イ 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人

ウ 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 20 人につき 1 人

エ 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人

(4) 設備基準

利用定員 20 人以上の施設については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「家庭的保育等基

準」という。)第43条に定める基準を、また、利用定員19人以下の施設については、同基準第48条により準用する同基準第28条に定める基準を遵守すること。

ただし、同基準に拠り難い特別の事情があると協会が認める場合においては、事業実施者と協会との間において個別に定める取扱い規約によることができる。なお、協会は、当該取扱い規約を作成する際には、事前に当職に協議することとし、また、当該取扱い規約においては、家庭的保育基準に満たない点を補完するため事業実施者が講ずるべき措置等を盛り込むこととする。

(5) 食事

家庭的保育事業を行う場所には、事業実施者は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育等基準第15条の規定に準じて行うこととし、同基準第16条第1項各号に定める要件を満たす場合には、企業主導型保育施設外(満3歳未満の乳幼児に食事の提供を行う場合は、当該事業実施者若しくは関連事業者が運営する企業主導型保育施設、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等又は学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校に限る。)で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合、調理室の設置に代えて、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を設置することができる。

(6) 上記に定めるもののほか、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日付け厚生労働省雇児発第177号)の別添「認可外保育施設指導監督基準」を遵守すること。

3. 助成金の額

助成金の額は、協会が「第5の6.」により定める要領(以下「助成要領」という。)により決定するものとする。

4. 実施に当たっての留意事項

(1) 事業実施者は、事業の実施に当たっては、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県知事に対し届出を行う必要があること。

(2) 共同利用に当たっての、他の一般事業主との連携

① 事業実施者は、その定員の全部又は一部について、事業実施者以外の一般事業主との間において、当該企業の雇用者の児童に係る定員枠の契約を締結することができることとする。

② 上記契約の締結に当たっては、各企業が雇用する労働者の児童が利用できる定員数及び当該定員枠に関する契約企業(①により、設置者と利用定員枠の契約を締結した企業をいう。)の費用負担にかかる取扱いを明確にすること。

(3) 「1(3)」の類型により事業を実施する場合

空き定員は、事業実施年度の各月初日ごとに、企業主導型保育事業の実施に係る利用定員から入所児童数（事業実施者に雇用されている者の監護する児童に限る。）を減じた数の範囲内で設定することとし、そのうち各月ごとに実際に利用した児童の数をもって、本事業の対象児童数とする。

(4) 利用者負担額の設定について

- ① 利用者負担額については、別紙2に定める基本分単価の総額から別紙4に定める金額（以下「利用者負担相当額」という。）の総額を控除した額が交付されることを踏まえ、具体的な利用者負担額を設定すること。その際、当該利用者負担相当額は利用者負担額の平均的な水準として設定しているものであり、その水準を必要以上に超えて高額にすることをないようにすること。

なお、企業主導型保育事業は、従業員等に対する福利厚生等の側面があることを踏まえ、企業の負担により利用者負担を引き下げることが可能であること、また同様に従業員枠と地域枠との間で利用者負担に差を設けることは可能であるが、差異の程度については社会通念上合理的と考えられる範囲に収めること。

- ② ①により支払を受ける額のほか、保育の提供に当たって、保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該保育に要する費用として見込まれるものの額と利用者負担相当額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を保護者から受けることができるものとする。
- ③ ①、②の支払を受ける額のほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を保護者から受けることができる。

ア 日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用

イ 保育等に係る行事への参加に要する費用

ウ 食事の提供に要する費用（0～2歳に係る児童に対する食事の提供に要する費用を除き、3歳以上の児童については主食の提供に係る費用に限る。）

エ 企業主導型保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

オ アからエに掲げるもののほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの

- ④ ②又は③に定める金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び金額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、③の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(5) 市町村との連携について

事業実施者は都道府県に対して児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に基づく届出を行った際、市町村に対しても当該届出の写しを送付すること。

また、事業を実施するにあたっては、市町村と連携し、相互に協力すること。

(6) 業務の質の評価等

事業実施者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

また、運営上、必要と認めるときは、国及び協会による助言及び指導に応じなければならない。

(7) 苦情への対応

事業実施者は、その施設を利用している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(8) 保育の実施及び事故の発生時の対応等

事業実施者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、企業主導型保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供するとともに、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～（平成 27 年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会作成）」を参考に、事故の発生防止等のための取組みに努めることとし、また万が一事故が発生した場合には「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】～施設・事業者、地方自治体共通～（平成 27 年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会作成）」に参考に適切な対応を行うとともに、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成 27 年 2 月 16 日付け府政共生 96 号・26 初幼教第 30 号・雇児保発 0216 第 1 号）」に基づき、都道府県へ報告を行うこと。

なお、必ず賠償責任保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。また、傷害保険等に加入することも必要である。

(9) 利用者への情報提供等

事業実施者は、本事業を実施するにあたって、当該施設で提供する保育サービスの内容を明確にするとともに、当該施設利用者に対して情報を提供するよう、努めなければならない。

第4 企業主導型保育助成事業（施設整備費）の取扱いについて

1. 実施主体

実施主体は、企業主導型保育事業実施しようとする一般事業主等（「第3の1.（1）及び（2）」の規定により、事業の実施を行おうとする一般事業主等に限る。）とする。

なお、本事業により助成を受けた一般事業主等は、事業の実施に当たり、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県知事に対し届出を行う必要があること。

2. 助成対象

「1.」に定める実施主体が、企業主導型保育施設（「第3の2.（3）、（4）及び（5）」に定める基準を満たすものに限る。）を整備するために必要な費用を対象とする。

ただし、当該整備について、国、地方公共団体及び他の公的機関からの補助又は助成を受ける場合は本事業の対象外とする。

3. 整備の内容

この事業の対象となる整備の区分は、次によるものとする。

- (1) 創設 新たに企業主導型保育施設を整備すること。
- (2) 大規模修繕等 既存建物について、別紙1「大規模修繕等の取扱いについて」により整備すること。
- (3) 増築 既存建物の現在定員の増員を図るための整備をすること。
- (4) 増改築 既存建物の現在定員の増員を図るための整備をするとともに、既存建物の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
- (5) 改築 既存建物の現在定員の増員を行わないで改築（一部改築を含む。）整備を行うこと。

4. 助成金の額

助成金の額及び対象経費は、助成要領により決定するものとする。ただし、次に掲げる費用については助成の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他整備費として適当と認められない費用

第5 企業主導型保育助成事業の実施方法

1. 実施主体

実施主体は、協会とする。なお、事業目的を達成するために必要があると認めるときは、事業の一部について、事業を適切に実施出来る者に委託することができる。

2. 実施要件

以下の業務を実施すること。

- (1) 企業主導型保育事業に関する広報・啓発（事業実施者について専用 HP に掲載することを含む。）
- (2) 事業実施者との連絡調整
- (3) 事業実施者又は利用者からの相談等に対する対応
- (4) 事業実施者への助成事務
- (5) 助成を受けた企業等に関する指導・監査業務（基準の適合状況等助成要件の確認に係るものに限る。）
- (6) 企業主導型保育事業者及び企業主導型保育事業に従事する者に対する研修
- (7) その他、本事業に資するもの

3. 助成金の額

企業主導型保育事業（運営費）に係る助成金の額は別紙 2 及び別紙 4、また企業主導型保育事業（施設整備費）に係る助成金の額は別紙 3 の補助単価により算定するものとする。

4. 助成金交付の条件

協会は、助成を行うに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 7 条等の規定を参考に、助成の条件を付さなければならない。

5. 助成の方法等

- (1) 協会は、助成を行うときは、「6.」により定める助成要領によるものとする。
- (2) 助成金の交付に対する手続きについては、助成要領によるものとする。

6. 助成要領

協会は、事前に当職と協議の上、本事業を実施するために必要な要領を別に定めるものとする。

第 6 会計

協会は、この事業を実施するに当たっては、企業主導型保育助成事業について特別会計を設け、明瞭に経理しなければならない。

第 7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、事前に当職と協議の上、別途定めるものとする。

(別紙1)

大規模修繕等の取扱いについて

1. 対象事業

区分	内容
(1) 施設の一部改修	企業主導型保育事業の実施に当たり、改修が必要となった居室等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の附帯設備の改造	企業主導型保育事業の実施に当たり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事
(3) 施設の模様替え	企業主導型保育事業の実施に当たり必要となる ① 狭隘な居室を利用児童のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事 ② 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(4) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	企業主導型保育事業の実施に当たり必要となる ① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(5) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	企業主導型保育事業の実施に当たり、消防法設備等（スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備を除く。）について、新たに必要となる設備の整備
(6) 特殊附帯工事	建物に固定して一体的に整備する工事
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	① 都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な

(8) その他施設における大規模な修繕等	補強改修工事や設備の整備等 ② 地震防災対策上必要な補強改修工事 ③ 緊急災害時用の自家発電設備の整備 特に必要と認められる上記に準ずる工事
----------------------	---

2. 対象基準

- (1) 原則として、1施設の対象経費の実支出額が次により算出された金額以上のものであり、かつ、500万円以上であること。

$$\text{施設延面積（基準面積（m}^2\text{））} \times 4,000 \text{円}$$

ただし、創設及び改築の基準額を上限とすること。

※ 大規模修繕等の実施に当たり賃借料が発生する場合には、創設及び改築の基準額に助成要領別表1に定める賃借料加算の補助基準額を加えた額を上限とすること。

- (2) アスベスト処理工事については、原則として、一施設の総事業費が30万円以上のものとする。
- (3) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。
- (4) 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものではないこと。

3. 基準額

次のいずれかで最も低い方の価格を基準額とする。

- (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り
- (2) 民間工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り

4. 特殊附帯工事（資源有効活用整備費）の取扱いについて

(1) 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

① 水の循環・再利用の整備

施設から排出される生活雑排水等の循環・再利用のための整備

② 生ごみ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備

③ ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

④ 消融雪設備整備

建物に固定して一体的に整備する消融雪設備（企業主導型保育施設が、豪

雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）に規定する特別豪雪地域に設置される場合に限る。）

⑤その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの